

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年6月27日(2013.6.27)

【公表番号】特表2012-526767(P2012-526767A)

【公表日】平成24年11月1日(2012.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2012-045

【出願番号】特願2012-510280(P2012-510280)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/517 (2006.01)

A 6 1 K 31/4439 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 P 35/02 (2006.01)

A 6 1 P 17/00 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/517

A 6 1 K 31/4439

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 35/02

A 6 1 P 17/00

A 6 1 P 43/00 1 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月10日(2013.5.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

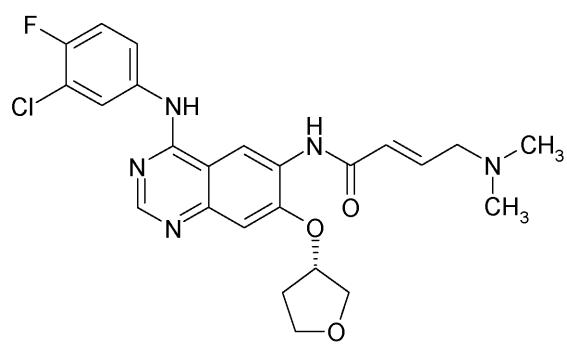
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

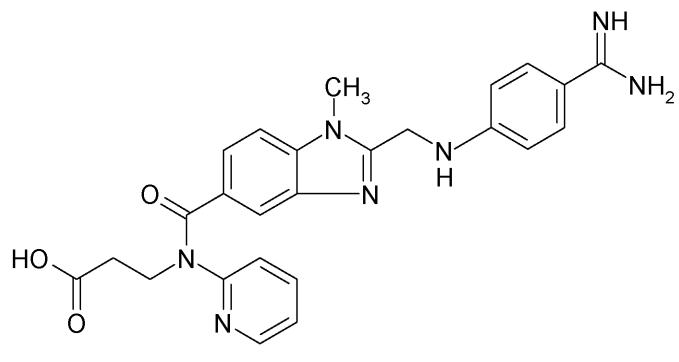
その互変異性体及び薬学的に許容しうる塩の形態であってもよい、式1：

【化9】



で示される化合物と、そのプロドラッグ並びにその互変異性体及び薬学的に許容しうる塩の形態であってもよい、式2：

【化 1 0】



2

で示される化合物とを含む医薬組成物。

## 【請求項2】

その互変異性体及び薬学的に許容しうる塩の形態であってもよい化合物1と、そのプロドラッグ並びにその互変異性体及び薬学的に許容しうる塩の形態であってもよい2が、2つの別個の製剤で投与される、請求項1に記載の医薬組成物。

### 【請求項3】

その互変異性体の形態であってもよい1が、塩酸塩、臭化水素酸塩、ヨウ化水素酸塩、硫酸塩、リン酸塩、メタンスルホン酸塩、硝酸塩、マレイン酸塩、酢酸塩、安息香酸塩、クエン酸塩、フマル酸塩、酒石酸塩、乳酸塩、シユウ酸塩、コハク酸塩、安息香酸塩及びp-トルエンスルホン酸塩からなる群より選択される、その薬学的に許容しうる塩の一つの形態で存在する、請求項1又は2のいずれか一項に記載の医薬組成物。

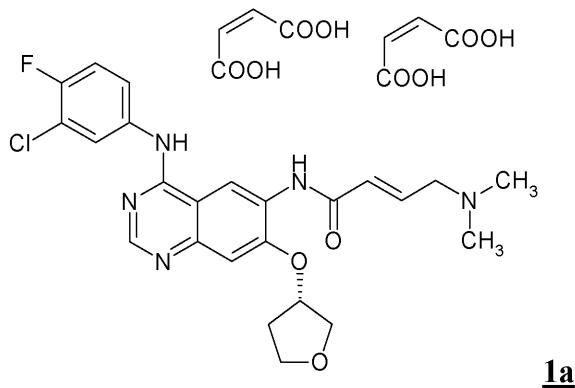
## 【請求項4】

薬学的に許容しうる塩が、塩酸塩、臭化水素酸塩、硫酸塩、リン酸塩、マレイン酸塩、  
フマル酸塩及びメタンスルホン酸塩からなる群より選択される、請求項3に記載の医薬組成物。

## 【請求項5】

その互変異性体の形態であってもよい化合物 1 が、そのマレイン酸塩 (1a)

### 【化 1 1】



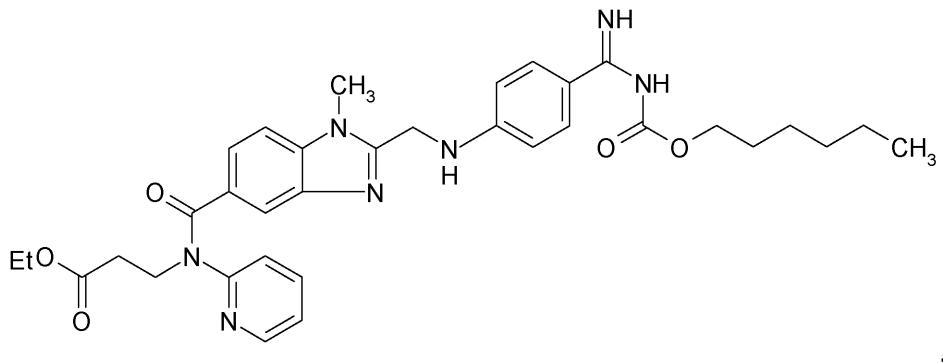
1a

として用いられる、請求項1～4のいずれか一項に記載の医薬組成物。

### 【請求項 6】

化合物 2 が、その互変異性体及び薬学的に許容しうる塩の形態であってもよい、式 2 a

## 【化12】



で示されるそのプロドラッグの形態で用いられる、請求項1～5のいずれか一項に記載の医薬組成物。

## 【請求項7】

2aが、塩酸塩、臭化水素酸塩、ヨウ化水素酸塩、硫酸塩、リン酸塩、メタンスルホン酸塩、硝酸塩、マレイン酸塩、酢酸塩、安息香酸塩、クエン酸塩、フマル酸塩、酒石酸塩、乳酸塩、シユウ酸塩、コハク酸塩、安息香酸塩及びp-トルエンスルホン酸塩の中から選択される、その薬学的に許容しうる塩の一つの形態で用いられる、請求項6に記載の医薬組成物。

## 【請求項8】

薬学的に許容しうる塩が、塩酸塩、臭化水素酸塩、硫酸塩、リン酸塩、マレイン酸塩、フマル酸塩及びメタンスルホン酸塩の中から選択される、請求項7に記載の医薬組成物。

## 【請求項9】

薬学的に許容しうる塩が、塩酸塩、メタンスルホン酸塩、マレイン酸塩、安息香酸塩及び酢酸塩の中から選択される、請求項7に記載の医薬組成物。

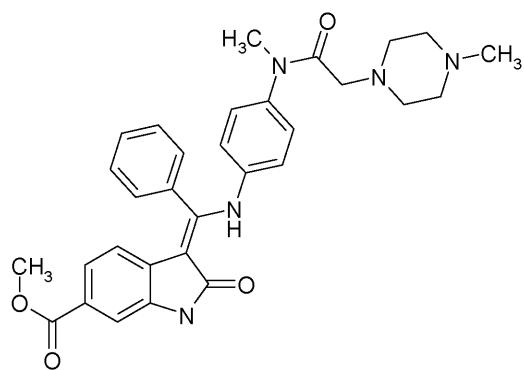
## 【請求項10】

2aが、そのメタンスルホン酸塩の形態で用いられる、請求項6～9のいずれか一項に記載の医薬組成物。

## 【請求項11】

その互変異性体及び薬学的に許容しうる塩の形態であってもよい、式3：

## 【化13】



で示される化合物をさらに含む、請求項1～10のいずれか一項に記載の医薬組成物。

## 【請求項12】

その互変異性体及び薬学的に許容しうる塩の形態であってもよい化合物1を含む一つの医薬組成物と、そのプロドラッグ並びにその互変異性体及び薬学的に許容しうる塩の形態であってもよい化合物2を含む別の医薬組成物とを含むキット。

## 【請求項13】

腫瘍性及び線維性疾患の処置のための、請求項1～12のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項14】

固形腫瘍、泌尿生殖器癌、婦人科癌、肺癌、消化管癌、頭頸部癌、悪性膠芽腫、悪性中皮腫、非転移性若しくは転移性乳癌、悪性黒色腫若しくは骨肉腫及び軟部組織肉腫、並びに、多発性骨髄腫、急性骨髄性白血病、慢性骨髄性白血病、骨髄異形成症候群及び急性リンパ性白血病を含む血液腫瘍から選択される疾患の処置のための、請求項1～12のいずれか一項に記載の医薬組成物。